

お客様各位

タクシー乗車券 取扱終了及び払戻しのご案内



有効期限付きの新タクシー乗車券への切り替えに伴い**2026年3月31日(火)**をもちまして大変勝手ではございますが「タクシー乗車券(前払式支払手段)」の取扱いを終了させていただくこととなりました。

つきましては2026年4月1日(水)より、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、次のとおり払戻し致しますので、払戻しの期間内にお申し出下さい。**※当社発行の有効期限のないすべてのタクシー乗車券が対象です。**

払戻しの対象となる前払式支払手段の種類：長崎タクシー共同集金 タクシー乗車券

払戻しの申出期間

2026年4月1日(水)～2026年9月30日(水)

※標記期間内にお申し出頂けない場合には、本払戻しから除外されます。

払戻しの申出の方法

窓口へ対象のタクシー乗車券及びご本人確認書類(運転免許証等)をご持参ください。

「タクシー乗車券 払戻依頼書」に必要事項を記入していただき、現金にて払戻しいたします。

※窓口の受付時間は午前9時～午後5時まで(土日祝日は除く)

くわしくはコチラ



お問い合わせ及び払戻し窓口

TEL: 095-825-4191 (平日 9:00~17:00)

〒850-0862 長崎市出島町12番20号 長崎タクシー共同集金株式会社 総務・経理課